

平成 30 年度に中（長）期目標期間が終了する法人の概要

日本学生支援機構	p 1
海洋研究開発機構	p 4
国立高等専門学校機構	p 5
大学改革支援・学位授与機構	p 6
労働者健康安全機構	p 9
国立病院機構	p 11
医薬品医療機器総合機構	p 12
地域医療機能推進機構	p 16
日本貿易振興機構	p 17
中小企業基盤整備機構	p 19
都市再生機構	p 24
奄美群島振興開発基金	p 27
環境再生保全機構	p 29

法人の概要 独立行政法人日本学生支援機構

所管	文部科学省	主管課	高等教育局学生・留学生課	中期目標期間	平 26. 4. 1～31. 3. 31 (5年)
沿革	昭 18. 10 (財)大日本育英会 → 昭 28. 8 日本育英会(*1) 昭 32. 3 (財)日本国際教育協会(*2) 昭 20. 7 (財)勤労学徒援護会 → 昭 22. 1 (財)学徒援護会 → 平 1. 4 (財)内外学生センター(*3) 昭 10. 12 国際学友会 → 昭 15. 12 (財)国際学友会(*4) 昭 31. 6 (財)関西国際学友会(*5) (*1～5 統合) → 平 16. 4 (独)日本学生支援機構				
組織体制	本部所在地:神奈川県横浜市緑区長津田町 4259 S-3 事務所(市谷、駒場、青海)、日本語教育センター(東京、大阪)、 地方ブロック支部(北海道、東北、関東甲信越、東海北陸、近畿、中国四国、九州)、 海外事務所(インドネシア、韓国、タイ、ベトナム、マレーシア)、 国際交流会館等(東京、兵庫)				
役員数	役員数:理事長(常勤1)、理事長代理(常勤1)、理事(常勤3)、監事(常勤1、非常勤1) (平 30. 4. 1 現在) 常勤職員数:525人、非常勤職員数:284人(平 30. 4. 1 現在)				
法人の目的	【独立行政法人日本学生支援機構法第3条】 独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他学生等(大学及び高等専門学校)の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。)の修学の援助を行い、大学等(大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。)が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流(外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。)の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。				
業務の範囲	【独立行政法人日本学生支援機構法第13条】 機構は、第3条の目的を達成するため、次の業務を行う。 <ol style="list-style-type: none"> 一 経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資の貸与及び支給その他必要な援助を行うこと。 二 外国人留学生、我が国に留学を志願する外国人及び外国に派遣される留学生に対し、学資の支給その他必要な援助を行うこと。 三 外国人留学生の寄宿舎その他の留学生交流の推進を図るための事業の拠点となる施設の設置及び運営を行うこと。 四 我が国に留学を志願する外国人に対し、大学等において教育を受けるために必要な学習の達成の程度を判定することを目的とする試験を行うこと。 五 外国人留学生に対し、日本語教育を行うこと。 六 外国人留学生の寄宿舎を設置する者又はその設置する施設を外国人留学生の居住の用に供する者に対する助成金の支給を行うこと。 七 留学生交流の推進を目的とする催しの実施、情報及び資料の収集、整理及び提供その他留学生交流の推進を図るための事業を行うこと。 八 大学等が学生等に対して行う修学、進路選択、心身の健康その他の事項に関する相談及び指導に係る業務に関し、大学等の教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うとともに、当該業務に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。 九 学生等の修学の環境を整備するための方策に関する調査及び研究を行うこと。 十 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。 2 機構は、前項に規定する業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内で、同項第3号の施設を一般の利用に供する業務を行うことができる。				

平成 26～30 年度における決算額(29 年度、30 年度は予算額) (単位:百万円)

収入	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算	支出	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算
借入金等	1,445,003	1,346,462	1,321,299	1,293,128	1,187,851	奨学金貸与事業費	1,080,514	1,063,798	1,046,478	1,076,592	1,037,259
運営費交付金	14,029	12,869	13,245	13,773	13,400	一般管理費	2,246	2,154	2,261	2,212	2,113
高等学校等奨学金 事業交付金	8,079	-	-	-	-	(人件費(管理系))	(1,066)	(1,092)	(1,148)	(1,178)	(1,075)
国庫補助金	14,252	15,756	17,587	23,282	25,709	(物件費)	(1,180)	(1,062)	(1,114)	(1,034)	(1,038)
(育英資金返還免除 等補助金)	(5,707)	(6,003)	(6,560)	(6,863)	(7,192)	業務経費	15,377	15,138	14,934	15,774	16,312
(大学改革推進等補 助金)	(19)	(17)	(-)	(-)	(-)	(貸与事業を除く事 業費)	(9,615)	(8,895)	(8,971)	(9,114)	(9,065)
(留学生交流支援事 業費補助金)	(8,514)	(9,166)	(8,712)	(8,065)	(8,017)	(貸与事業業務経 費)	(5,761)	(6,243)	(5,963)	(6,660)	(7,247)
(奨学金業務システ ム開発等補助金)	(12)	(569)	(2,314)	(1,354)	(-)	特殊経費	687	160	70	341	178
(学資支給基金補助 金)	(-)	(-)	(-)	(7,000)	(10,500)	高等学校等奨学金 事業移管業務費	8,079	-	-	-	-
受託収入	6	5	4	-	-	借入金等償還	1,034,553	1,003,445	1,030,214	1,004,920	1,000,076
寄附金収入	576	1,393	1,989	1,989	2,219	借入金等利息償還	36,898	36,741	33,503	31,084	37,052
貸付回収金	657,186	708,386	756,495	789,153	831,986	学資支給基金補助 金経費	-	-	-	1,816	8,999
貸付金利息等	38,068	38,935	37,657	34,957	32,381	大学改革推進等補 助金経費	19	16	-	-	-
政府補給金	791	1,024	781	0	4	留学生交流支援事 業費補助金経費	6,501	8,043	8,322	8,065	8,017
事業収入	1,005	970	953	912	923	奨学金業務システ ム開発費等補助金経 費	12	569	2,314	1,354	-
雑収入	4,754	4,589	4,754	3,642	3,783	受託経費	6	5	4	-	-
						寄附金事業費	576	1,393	1,989	1,989	2,219
合計	2,183,750	2,130,388	2,154,764	2,160,836	2,098,255	合計	2,185,469	2,131,462	2,140,089	2,144,148	2,112,223

(一般勘定)

平成 26～30 年度における決算額(29 年度、30 年度は予算額) (単位:百万円)											
収入	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算	支出	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算
借入金等				1,293,128	1,187,851	奨学金貸与事業費				1,076,592	1,037,259
運営費交付金				13,773	13,400	一般管理費				2,212	2,113
国庫補助金				16,282	15,209	(人件費(管理系))				(1,178)	(1,075)
(育英資金返還免除等補助金)				(6,863)	(7,192)	(物件費)				(1,034)	(1,038)
(留学生交流支援事業費補助金)				(8,065)	(8,017)	業務経費				15,774	16,312
(奨学金業務システム開発等補助金)				(1,354)	(-)	(貸与事業を除く事業費)				(9,114)	(9,065)
寄附金収入				1,989	2,219	(貸与事業業務経費)				(6,660)	(7,247)
貸付回収金				789,153	831,986	特殊経費				341	178
貸付金利息等				34,957	32,381	借入金等償還				1,004,920	1,000,076
政府補給金				0	4	借入金等利息償還				31,084	37,052
事業収入				912	923	留学生交流支援事業費補助金経費				8,065	8,017
雑収入				3,642	3,783	奨学金業務システム開発費等補助金経費				1,354	-
						寄附金事業費				1,989	2,219
合計				2,153,836	2,087,755	合計				2,142,332	2,103,225

(学資支給業務勘定)

平成 26～30 年度における決算額(29 年度、30 年度は予算額) (単位:百万円)											
収入	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算	支出	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算
学資支給基金補助金				7,000	10,500	学資支給基金補助金経費				1,816	8,999
合計				7,000	10,500	合計				1,816	8,999

※ 平成 29 年度から、一般勘定と学資支給業務勘定に区分経理

法人の概要 国立研究開発法人海洋研究開発機構

所管	文部科学省	主管課	研究開発局海洋地球課	中長期目標期間	平 26. 4. 1～31. 3. 31 (5年)						
沿革	昭 46. 10 海洋科学技術センター → 平 16. 4 (独) 海洋研究開発機構 → 平 27. 4 国立研究開発法人に移行										
組織体制	本部所在地：神奈川県横須賀市夏島町 2-15 研究所：横浜研究所（神奈川県横浜市）、むつ研究所（青森県むつ市）、高知コア研究所（高知県南国市） その他：東京事務所（千代田区内幸町）、国際海洋環境情報センター（沖縄県名護市）										
役員数	役員数：理事長（常勤1）、理事（常勤3）、監事（常勤1、非常勤1）（平 30. 4. 1 現在） 常勤職員数：987 人、非常勤職員数：185 人（平 30. 4. 1 現在）										
法人の目的	【国立研究開発法人海洋研究開発機構法第4条】 国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下「機構」という。）は、平和と福祉の理念に基づき、海洋に関する基盤的研究開発、海洋に関する学術研究に関する協力等の業務を総合的に行うことにより、海洋科学技術の水準の向上を図るとともに、学術研究の発展に資することを目的とする。										
業務の範囲	【国立研究開発法人海洋研究開発機構法第17条】 機構は、第4条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一 海洋に関する基盤的研究開発を行うこと。 二 前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。 三 大学及び大学共同利用機関における海洋に関する学術研究に関し、船舶の運航その他の協力を行うこと。 四 機構の施設及び設備を科学技術に関する研究開発又は学術研究を行う者の利用に供すること。 五 海洋科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。 六 海洋科学技術に関する内外の情報及び資料を収集し、整理し、保管し、及び提供すること。 七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。										
平成 26～30 年度における決算額（29 年度、30 年度は予算額）（単位：百万円）											
収入	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算	支出	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算
運営費交付金	39,672	38,305	35,276	39,344	35,262	一般管理費	1,451	1,291	1,200	1,307	1,255
施設費補助金	2,815	201	6	2,938	0	(人件費(管理系))	(470)	(552)	(453)	(448)	(440)
補助金収入	1,328	3,894	971	2,624	1,553	(物件費)	(487)	(387)	(425)	(437)	(420)
(地球観測システム 研究開発費補助金)	(383)	(1,066)	(-)			(公租公課)	(495)	(351)	(323)	(421)	(395)
(設備整備費補助金)	(58)	(1,965)	(390)			事業経費	34,929	35,750	36,377	44,549	41,843
(その他補助金収入)	(888)	(864)	(581)			(人件費(事業系))	(2,735)	(2,745)	(2,753)	(2,679)	(2,629)
事業等収入	1,033	1,346	1,055	981	725	(物件費)	(32,194)	(33,005)	(33,625)	(41,871)	(39,214)
受託収入	4,431	8,759	4,092	6,489	3,752	施設費	2,798	200	87	2,938	0
						補助金事業	1,283	3,820	945	2,624	1,553
						(地球観測システム 研究開発費補助金)	(348)	(1,025)	(-)		
						(設備整備費補助金)	(54)	(1,964)	(390)		
						(その他補助金事業)	(881)	(830)	(556)		
						受託経費	5,875	7,044	4,255	6,551	3,870
合計	49,281	52,504	41,401	52,376	41,291	合計	46,336	48,105	42,865	57,968	48,521

法人の概要 独立行政法人国立高等専門学校機構

所管	文部科学省	主管課	高等教育局専門教育課	中期目標期間	平 26. 4. 1～31. 3. 31 (5年)
沿革	昭 37.4 文部省国立高等専門学校 → 平 13.4 文部科学省国立高等専門学校 → 平 16.4 (独)国立高等専門学校機構				
組織体制	本部所在地：東京都八王子市東浅川町 7 0 1 - 2 国立高等専門学校：全国※に 51 校（キャンパス数は 55） ※ 複数設置：北海道 4、 <u>三重 2</u> 、 <u>広島 2</u> 、 <u>山口 3</u> 、 <u>愛媛 2</u> 、福岡 3 （下線の県は商船専門学校を各々 1 校含む） 設置なし：埼玉、神奈川、山梨、滋賀、大阪、佐賀				
役員数	役員数：理事長（常勤 1）、理事（常勤 4、非常勤 1）、監事（常勤 1、非常勤 1）（平 30. 4. 1 現在） 常勤職員数：6, 144 人、非常勤職員数：2, 084 人（平 30. 4. 1 現在）				
法人の目的	【独立行政法人国立高等専門学校機構法第 3 条】 独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）は、別表の上欄に掲げる高等専門学校（以下「国立高等専門学校」という。）を設置すること等により、職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成するとともに、我が国の高等教育の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的とする。				
業務の範囲	【独立行政法人国立高等専門学校機構法第 12 条】 機構は、第 3 条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一 国立高等専門学校を設置し、これを運営すること。 二 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談、寄宿舎における生活指導その他の援助を行うこと。 三 機構以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の機構以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。 四 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。 五 前各号の業務に附随する業務を行うこと。 2 前項第 1 号の国立高等専門学校の位置は、それぞれ別表の下欄に掲げるとおりとする。 3 (略)				

平成 26～30 年度における決算額（29 年度、30 年度は予算額）（単位：百万円）

収入	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算	支出	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算
運営費交付金	62,168	62,020	62,195	62,324	62,485	業務費	75,375	75,307	75,658	75,579	75,739
施設整備費補助金	2,385	3,241	1,146	3,123	1,955	(教育研究経費)	(61,527)	(62,632)	(62,269)	(62,252)	(62,381)
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	-	-	521	521	521	(一般管理費)	(13,849)	(12,675)	(13,389)	(13,327)	(13,358)
国立大学財務・経営センター施設費交付事業費	808	758	-	-	-	施設整備費	3,193	3,999	1,667	3,644	2,476
自己収入	13,288	13,259	13,362	13,255	13,254	産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	2,661	2,911	2,701	3,086	3,086
(授業料及び入学金検定料収入)	(12,748)	(12,695)	(12,674)	(12,706)	(12,705)						
(雑収入)	(540)	(564)	(688)	(549)	(549)						
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	2,868	3,209	3,181	3,086	3,086						
合計	81,516	82,487	80,405	82,309	81,301	合計	81,229	82,217	80,026	82,309	81,301

法人の概要 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

所管	文部科学省	主管課	高等教育局高等教育企画課	中期目標期間	平 26. 4. 1～31. 3. 31 (5年)
沿革	平 3.7 学位授与機構 → 平 12.4 大学評価・学位授与機構 → 平 16.4 (独)大学評価・学位授与機構 平 4.7 国立学校財務センター → 平 16.4 (独)国立大学財務・経営センター → 平 28.4 (独)大学改革支援・学位授与機構				
組織体制	小平本館: 東京都小平市学園西町1-29-1 竹橋オフィス: 東京都千代田区一ツ橋2-1-2(学術総合センター10階、11階)				
役員数	役員数: 機構長(常勤1)、理事(常勤2)、監事(非常勤2)(平 30. 4. 1 現在) 常勤職員数: 136人、非常勤職員数: 28人(平 30. 4. 1 現在)				
法人の目的	【独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第3条】 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(以下「機構」という。)は、大学等(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)第2条第4項に規定する大学共同利用機関をいう。以下同じ。)の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、国立大学法人等(国立大学法人(同条第1項に規定する国立大学法人をいう。第 16 条第1項第2号及び附則第 13 条第1項第1号において同じ。)、大学共同利用機関法人(同法第2条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。第 16 条第1項第2号において同じ。))及び独立行政法人国立高等専門学校機構をいう。同項第3号において同じ。)の施設の整備等に必要な資金の貸付け及び交付を行うことにより、その教育研究環境の整備充実を図り、あわせて、学校教育法第 104 条第4項の規定による学位の授与を行うことにより、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを目的とする。				
業務の範囲	【独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第 16 条】 機構は、第3条の目的を達成するため、次の業務を行う。 <ol style="list-style-type: none"> 一 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること。 二 国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設定若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付け(次条及び第 19 条第1項において「施設費貸付事業」という。)を行うこと。 三 国立大学法人等に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設定若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付(以下「施設費交付事業」という。)を行うこと。 四 学校教育法第 104 条第4項の規定により、学位を授与すること。 五 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。 六 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。 七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。 2 機構は、国立大学法人法第 31 条の3第1項の規定による国立大学法人評価委員会(以下この項において「評価委員会」という。)から前項第1号の評価の実施の要請があった場合には、遅滞なく、その評価を行い、その結果を評価委員会及び当該評価の対象となった国立大学又は大学共同利用機関に提供し、並びに公表するものとする。 3 (略)				
	【独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法附則第 13 条】 機構は、当分の間、第 16 条に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 一 国立大学法人法附則第 12 条第1項の規定により国立大学法人から納付される金銭を徴収し、承継債務(改正法附則第 10 条の規定による廃止前の独立行政法人国立大学財務・経営センター法(平成 15 年法律第 115 号。次号において「旧センター法」という。)附則第8条第1項第2号の規定により独立行政法人国立大学財務・経営センターが承継した債務のうち改正法附則第2条第1項の規定により機構が承継するものをいう。)の償還及び当該承継債務に係る利子の支払(以下この条において「承継債務償還」という。)を行うこと。 二 承継債務償還及び施設費交付事業に充てるため、旧センター法附則第8条第1項第1号の規定により独立行政法人国立大学財務・経営センターが承継した財産のうち改正法附則第2条第1項の規定により機構が承継するものの管理及び処分を行うこと。 2 機構は、当分の間、第 18 条第4項に規定する積立金の額に相当する金額を、同項の規定にかかわらず、承継債務償還に充てることことができる。 3～4 (略)				

平成 26～30 年度における決算額(29 年度、30 年度は予算額) (単位:百万円)

収入	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算	支出	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算
運営費交付金			2,169	1,761	1,653	業務等経費			1,554	1,451	1,353
大学認証評価手数料			166	131	98	(人件費(退職手当を除く))			(1,001)	(801)	(793)
学位授与審査手数料			118	128	120	(物件費)			(540)	(566)	(560)
長期借入金等			56,653	60,100	54,900	(退職手当)			(13)	(84)	(0)
長期貸付金等回収金			74,751	73,042	69,260	大学等評価経費			185	131	98
長期貸付金等受取利息			8,727	7,833	6,205	学位授与審査経費			118	128	120
財産処分収入			3,010	2,010	1,810	一般管理費			434	320	311
財産賃貸収入			144	130	99	(人件費(退職手当を除く))			(256)	(160)	(155)
財産処分収入納付金			1,489	111	30	(物件費)			(178)	(161)	(156)
有価証券利息			7	0	0	(退職手当)			(0)	(0)	(0)
その他			25	11	11	施設費貸付事業費			55,924	59,593	54,204
大学ポートレート運営負担金収入			80	-	-	施設費交付事業費			3,862	4,000	4,000
受託事業等収入			6	-	-	長期借入金等償還			75,480	73,549	69,956
寄付金等収入			2	-	-	長期貸付金等支払利息			8,437	7,754	6,137
						公租公課等			43	35	29
						債券発行諸費			14	14	14
						債券利息			60	66	55
						大学ポートレート運営負担金支出			80	-	-
						受託事業等			6	-	-
						寄付金支出			2	-	-
合計			147,348	145,255	134,186	合計			146,199	147,039	136,276

(一般勘定)

平成 26～30 年度における決算額(29 年度、30 年度は予算額) (単位:百万円)											
収入	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算	支出	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算
運営費交付金			2,169	1,761	1,653	業務等経費			1,554	1,451	1,353
大学認証評価手数料			166	131	98	(人件費(退職手当を除く))			(1,001)	(801)	(793)
学位授与審査手数料			118	128	120	(物件費)			(540)	(566)	(560)
その他			13	11	11	(退職手当)			(13)	(84)	(0)
大学ポートレート運営負担金収入			80	-	-	大学等評価経費			185	131	98
受託事業等収入			6	-	-	学位授与審査経費			118	128	120
寄付金等収入			2	-	-	一般管理費			434	320	311
						(人件費(退職手当を除く))			(256)	(160)	(155)
						(物件費)			(178)	(161)	(156)
						(退職手当)			(0)	(0)	(0)
						大学ポートレート運営負担金支出			80	-	-
						受託事業等			6	-	-
						寄付金支出			2	-	-
合計			2,554	2,030	1,882	合計			2,379	2,030	1,882

(施設整備勘定)

平成 26～30 年度における決算額(29 年度、30 年度は予算額) (単位:百万円)											
収入	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算	支出	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算
長期借入金等			56,653	60,100	54,900	施設費貸付事業費			55,924	59,593	54,204
長期貸付金等回収金			74,751	73,042	69,260	施設費交付事業費			3,862	4,000	4,000
長期貸付金等受取利息			8,727	7,833	6,205	長期借入金等償還			75,480	73,549	69,956
財産処分収入			3,010	2,010	1,810	長期借入金等支払利息			8,437	7,754	6,137
財産賃貸収入			144	130	99	公租公課等			43	35	29
財産処分収入納付金			1,489	111	30	債券発行諸費			14	14	14
有価証券利息			7	0	0	債券利息			60	66	55
その他			13	-	0						
合計			144,794	143,225	132,305	合計			143,820	145,009	134,394

法人の概要 独立行政法人労働者健康安全機構

所管	厚生労働省	主管課	労働基準局安全衛生部計画課	中期目標期間	平 26. 4. 1～31. 3. 31 (5年)
沿革	<p>昭 32. 7 (特)労働福祉事業団 → 平 16. 4 (独)労働者健康福祉機構</p> <p>昭 31 産業医学総合研究所 } → 平 18 (独)労働安全衛生総合研究所</p> <p>昭 17 産業安全研究所 } }</p> <p>→ 平 28. 4. 1 (独)労働者健康安全機構</p>				
組織体制	<p>本部所在地:神奈川県川崎市中原区木月住吉町1番1号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労災病院(全国に30箇所(うち1分院)) ・吉備高原医療リハビリテーションセンター(岡山県加賀郡) ・せき損センター:総合せき損センター(全国に2箇所(うち1分院)) ・労災看護専門学校(全国に9箇所) ・治療就労両立支援センター(全国に9箇所) ・産業保健総合支援センター(全国に47箇所) ・アスベスト疾患研究・研修センター(岡山県岡山市) ・労働安全衛生研究所:清瀬地区(東京都清瀬市)、登戸地区(神奈川県川崎市) ・日本バイオアッセイ研究センター(神奈川県秦野市) ・納骨堂:高尾みころも霊堂(東京都八王子市) 				
役員数	<p>役員数:理事長(常勤1)、理事(常勤5)、監事(常勤1、非常勤1)(平 30. 4. 1 現在)</p> <p>常勤職員数:16,841人、非常勤職員数:3,448人(平 30. 4. 1 現在)</p>				
法人の目的	<p>【独立行政法人労働者健康安全機構法第3条】</p> <p>療養施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、事業場における災害の予防に係る事項並びに労働者の健康の保持増進に係る事項及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関して臨床で得られた知見を活用しつつ、総合的な調査及び研究並びにその成果の普及を行うことにより、職場における労働者の安全及び健康の確保を図るほか、未払賃金の立替払事業等を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>				
業務の範囲	<p>【独立行政法人労働者健康安全機構法第12条】</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 療養施設の設置及び運営を行うこと。 二 労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営を行うこと。 三 事業場における災害の予防に係る事項並びに労働者の健康の保持増進に係る事項及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うこと(次号に掲げるものを除く。) 四 化学物質で労働者の健康障害を生ずるおそれのあるものの有害性の調査を行うこと。 五 前二号に掲げる業務に係る成果を普及すること。 六 賃金の支払の確保等に関する法律に規定する事業を実施すること。 七 被災労働者に係る納骨堂の設置及び運営を行うこと。 八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 <p>2 前項に規定する業務のほか、労働安全衛生法の規定による調査及び立入検査を行う。</p> <p>3 前二項に規定する業務のほか、これらの項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、行政官庁の委託を受けて、労働者災害補償保険法の保険給付に関する決定に必要な検診を行うことができる。</p>				

(社会復帰促進等事業勘定)

平成 26～30 年度における決算額(29 年度、30 年度は予算額) (単位:百万円)											
収入	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算	支出	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算
運営費交付金			9,896	9,726	9,647	業務経費			304,630	310,457	31,666
施設整備費補助金			4,018	3,956	4,010	(本部業務関係経費)			(596)	(793)	(698)
その他国庫補助金			11,843	11,552	11,361	(病院業務関係経費)			(282,148)	(283,804)	(290,288)
民間借入額			472	333	138	(施設業務関係経費)			(10,104)	(12,411)	(12,205)
求償権回収金			3,091	2,164	2,358	(資金援護業務関係経費)			(8,361)	(9,838)	(9,009)
貸付金利息			8	1	1	(産業保健業務関係経費)			(3,421)	(3,610)	(4,466)
貸付回収金			154	42	17	施設整備費			4,018	3,956	4,010
業務収入			289,388	299,666	298,855	受託経費			137	34	139
受託収入			148	34	139	借入金償還			749	472	232
業務外収入			4,247	3,912	4,305	支払利息			2	1	1
						一般管理費			17,710	18,854	17,789
合計			323,265	331,385	330,832	合計			327,247	333,774	338,836

※ 一般勘定は予算の割り当てがない。

法人の概要 独立行政法人国立病院機構

所管	厚生労働省	主管課	医政局医療経営支援課			中期目標期間	平 26. 4. 1～31. 3. 31 (5年)				
沿革	①陸海軍病院 → 昭 20.12 厚生省(国立病院) ②傷痍軍人療養所 → 昭 20.12 厚生省(国立療養所)] → (*) ③公立結核療養所 → 昭 17.4 日本医療団結核療養施設 → 昭 22.4 厚生省(国立療養所)に移管 (*)平 16.4(独)国立病院機構										
組織体制	(本部)所在地:東京都目黒区東が丘2-5-21 (グループ)北海道東北グループ(21 病院)、関東信越グループ(33 病院)、東海北陸グループ(18 病院)、 近畿グループ(20 病院)、中国四国グループ(22 病院)、九州グループ(28 病院) 病院:142 病院 臨床研究センター:10 病院、臨床研究部:73 病院 附属看護師等養成所:看護師課程 37 校、助産師課程 4 校、リハビリテーション学院1校										
役員数	役員 数: 理事長(常勤1)、副理事長(常勤1)、理事(常勤2・非常勤7)、監事(常勤1・非常勤1) (平 30. 4. 1 現在) 常勤職員数: 61,894 人、非常勤職員数: 14,270 人(平 30. 1. 1 現在)										
法人の目的	【独立行政法人国立病院機構法第3条】 医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等の業務を行うことにより、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の医療であって、国の医療政策として機構が担うべきものの向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。										
業務の範囲	【独立行政法人国立病院機構法第 15 条】 1. 医療を提供すること。 2. 医療に関する調査及び研究を行うこと。 3. 医療に関する技術者の研修を行うこと。 4. 1～3の業務に附帯する業務を行うこと。										
平成 26～30 年度における決算額(29 年度、30 年度は予算額) (単位:百万円)											
収入	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算	支出	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算
運営費交付金	19,788	16,550	14,421	14,451	14,828	業務経費	856,474	876,175	903,749	915,559	918,253
長期借入金等	23,171	43,899	79,800	55,800	105,383	(診療業務経費)	(780,005)	(819,195)	(844,273)	(857,525)	(854,339)
業務収入	917,715	934,908	959,326	963,985	983,606	(教育研修業務経費)	(6,324)	(6,500)	(6,678)	(6,573)	(6,652)
その他収入	11,859	60,980	13,721	13,843	15,391	(臨床研究業務経費)	(12,192)	(13,263)	(13,679)	(15,637)	(12,985)
						(その他の経費)	(57,953)	(37,218)	(39,119)	(35,824)	(44,277)
						施設整備費	86,641	75,164	71,381	69,580	109,760
						借入金償還	37,932	40,037	43,385	47,822	53,968
						支払利息	6,714	5,666	4,703	4,283	3,288
						その他支出	14,035	8,314	13,640	2,315	16,992
合計	972,533	1,056,337	1,067,269	1,034,236	1,119,208	合計	1,001,796	1,005,356	1,036,857	1,039,559	1,102,261

法人の概要 独立行政法人医薬品医療機器総合機構

所管	厚生労働省	主管課	医薬・生活衛生局総務課	中期目標期間	平 26. 4. 1～31. 3. 31 (5年)
沿革	①昭 54.10 認可法人医薬品副作用被害救済基金 → 昭 62.10 認可法人医薬品副作用被害救済・研究振興基金 → 平 6.4 認可法人医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構 ②昭 60.6 財団法人医療機器センター (業務の一部) → (*) ③平 9.7 国立医薬品食品衛生研究所医薬品医療機器審査センター → (*) (*) → 平 16.4 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 → 平 17.4 研究開発振興業務を(独) 医薬基盤研究所(*)へ移管 (※)現:国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所				
組織体制	所在地:(本部)東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル (支部)関西支部(大阪市)				
役員数	役員数:理事長(常勤1)、理事(常勤3)、監事(常勤1、非常勤1)(平 30. 4. 1 現在) 常勤職員数:909人、非常勤職員数:369人(平 30. 4. 1 現在)				
法人の目的	【独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第3条】 医薬品の副作用又は生物由来製品を介した感染等による健康被害の迅速な救済を図り、医薬品や医療機器等の品質、有効性及び安全性について治験前から承認までを一貫した体制で指導・審査し、市販後における安全性に関する情報の収集、分析、提供を行い、国民保健の向上に資すること。				
業務の範囲	【独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第 15 条】 1. 許可医薬品等の副作用による健康被害の救済に関する以下の業務(付帯する業務を含む) ① 許可医薬品等の副作用による疾病、障害又は死亡につき、医療費、医療手当、障害年金、障害児養育年金、遺族年金、遺族一時金及び葬祭料の給付(以下「副作用救済給付」という。)を行うこと。 ② 感染救済給付の支給を受ける者及び給付を受ける者に養育される十八歳未満の者について保健福祉事業を行うこと。 ③ 拠出金を徴収すること。 2. 許可生物由来製品等を介した感染等による健康被害の救済に関する以下の業務(付帯する業務を含む) ① 許可生物由来製品等を介した感染等による疾病、障害又は死亡につき、医療費、医療手当、障害年金、障害児養育年金、遺族年金、遺族一時金及び葬祭料の給付(以下「感染救済給付」という。)を行うこと。 ② 感染救済給付の支給を受ける者及び給付を受ける者に養育される十八歳未満の者について保健福祉事業を行うこと。 ③ 拠出金を徴収すること。 3. 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品(以下「医薬品等」という。)に関する以下の業務(付帯する業務を含む) ① 行政庁の委託を受けて、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定による基準適合性認証等を行うこと。 ② 民間において行われる治験その他医薬品等の安全性に関する試験その他の試験の実施、医薬品等の使用の成績その他厚生労働省令で定めるものに関する調査の実施及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定による承認の申請に必要な資料の作成に関し指導及び助言を行うこと。 ③ 医薬品等の品質、有効性及び安全性に関する情報を収集し、整理し、及び提供し、並びにこれらに関し相談に応じることその他医薬品等の品質、有効性及び安全性の向上に関する業務を行うこと。 ④ ①及び②に係る手数料を徴収すること。 ⑤ ③に係る拠出金を徴収すること。 4. 予防接種に関する以下の業務(付帯する業務を含む) ・ 予防接種法の規定による情報の整理及び調査を行うこと。 5. 再生医療等に関する以下の業務(付帯する業務を含む) ・ 再生医療等の安全性の確保等に関する法律の規定による調査を行うこと。 6. 特定臨床研究に関する以下の業務(付帯する業務を含む) ・ 臨床研究法の規定による情報の整理及び調査を行うこと。 7. その他、以下の業務 ① 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に定める立入り、質問、検査、収去等 ② 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の規定による立入り、質問、検査及び収去 ③ 再生医療等の安全性の確保等に関する法律の規定による立入検査及び質問				

平成 26～30 年度における決算額(29 年度、30 年度は予算額) (単位:百万円)											
収入	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算	支出	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算
運営費交付金	1,281	1,268	1,441	1,963	2,124	業務経費	21,585	20,810	20,718	26,573	24,926
国庫補助金	818	747	756	1,632	1,083	(救済給付金)	(2,117)	(2,089)	(2,269)	(2,477)	2,391)
業務収入	19,923	20,545	21,926	24,006	25,176	(保健福祉事業費)	(127)	(127)	(124)	(135)	(135)
(手数料収入)	10,066	10,885	11,097	10,373	12,043	(業務費)	(1,011)	(849)	(886)	(883)	(902)
(拠出金収入)	7,546	7,435	8,591	11,415	10,921	(審査等事業費)	(11,305)	(10,697)	(10,780)	(11,241)	(10,996)
(利用料収入)	-	-	-	-	307	(安全対策等事業費)	(3,350)	(4,239)	(4,065)	(4,662)	(3,930)
(受託業務収入)	1,841	1,734	1,830	1,850	1,569	(特定救済給付金)	(2,100)	(1,308)	(1,156)	(5,688)	(5,160)
(運用収入)	470	451	408	368	336	(健康管理手当等給付金)	(1,083)	(1,006)	(943)	(885)	(809)
その他の収入	56	55	153	40	29	(特別手当等給付金)	(204)	(208)	(206)	(245)	(245)
						(調査研究事業費)	(289)	(291)	(289)	(351)	(352)
						一般管理費	2,629	2,056	2,726	3,421	4,254
						(人件費)	(737)	(842)	(1,002)	(966)	(989)
						(物件費)	(1,891)	(1,214)	(1,724)	(2,455)	(3,265)
						その他の支出	3	22	31	5	6
合計	22,079	22,576	24,277	27,641	28,412	合計	24,217	22,888	23,475	29,993	29,181

(副作用救済勘定)

平成 26～30 年度における決算額(29 年度、30 年度は予算額) (単位:百万円)											
収入	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算	支出	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算
国庫補助金	177	178	178	179	179	業務経費	2,929	2,790	3,007	3,142	3,095
業務収入	4,251	4,224	4,538	4,547	4,433	(救済給付金)	(2,113)	(2,087)	(2,268)	(2,445)	(2,361)
(拠出金収入)	(3,857)	(3,847)	(4,198)	(4,249)	(4,151)	(保健福祉事業費)	(30)	(31)	(31)	(31)	(31)
(運用収入)	(393)	(377)	(340)	(299)	(282)	(業務費)	(786)	(672)	(709)	(666)	(703)
その他の収入	2	3	6	1	1	一般管理費	102	97	99	216	214
						(人件費)	(52)	(53)	(53)	67	56
						(物件費)	(49)	(44)	(46)	150	157
						その他の支出	0	19	0	1	1
合計	4,430	4,405	4,723	4,728	4,613	合計	3,031	2,906	3,105	3,359	3,309

(感染救済勘定)

平成 26～30 年度における決算額(29 年度、30 年度は予算額) (単位:百万円)											
収入	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算	支出	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算
国庫補助金	142	142	121	121	121	業務経費	230	175	168	203	202
業務収入	169	166	169	168	163	(救済給付金)	(3)	(3)	(1)	(32)	(30)
(抛入金収入)	(91)	(93)	(102)	(100)	(108)	(保健福祉事業費)	(97)	(96)	(93)	(104)	(104)
(運用収入)	(78)	(74)	(67)	(68)	(55)	(業務費)	(130)	(76)	(74)	(67)	(68)
その他の収入	0	0	1	0	0	一般管理費	5	5	7	16	16
						(物件費)	(5)	(5)	(7)	(16)	(16)
						その他の支出	0	2	0	1	1
合計	311	308	291	288	283	合計	235	181	175	220	219

(審査等勘定)

平成 26～30 年度における決算額(29 年度、30 年度は予算額) (単位:百万円)											
収入	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算	支出	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算
運営費交付金	1,281	1,268	1,441	1,963	2,124	業務経費	14,655	14,936	14,845	15,903	14,927
国庫補助金	499	427	456	1,332	783	(審査等事業費)	(11,305)	(10,697)	(10,780)	(11,241)	(10,996)
業務収入	13,206	13,974	14,610	14,039	15,824	(安全対策等事業費)	(3,350)	(4,239)	(4,065)	(4,662)	(3,930)
(手数料収入)	(10,066)	(10,885)	(11,097)	(10,373)	(12,043)	一般管理費	2,508	1,941	2,606	3,174	4,006
(抛入金収入)	(2,977)	(2,958)	(3,229)	(3,416)	(3,422)	(人件費)	(685)	(789)	(949)	(900)	(933)
(利用料収入)	-	-	-	-	(307)	(物件費)	(1,823)	(1,152)	(1,657)	(2,274)	(3,073)
(受託業務収入)	(162)	(132)	(282)	(248)	(52)	その他の支出	0	0	30	1	2
(運用収入)	-	-	(1)	(2)	(0)						
その他の収入	51	52	145	36	25						
合計	15,037	15,722	16,652	17,370	18,757	合計	17,164	16,877	17,482	19,077	18,934

(特定救済勘定)

平成 26～30 年度における決算額(29 年度、30 年度は予算額) (単位:百万円)											
収入	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算	支出	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算
抛入金収入	619	538	1,062	3,650	3,240	業務経費	2,121	1,343	1,181	5,731	5,197
その他の収入	0	0	0	0	0	(特定救済給付金)	(2,100)	(1,308)	(1,156)	(5,688)	(5,160)
						(業務費)	(21)	(35)	(25)	(43)	(37)
						一般管理費	2	2	2	2	2
						(物件費)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)
合計	619	538	1,062	3,650	3,240	合計	2,124	1,345	1,183	5,733	5,200

(受託・貸付勘定)

平成 26～30 年度における決算額(29 年度、30 年度は予算額) (単位:百万円)											
収入	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算	支出	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算
業務収入	1,146	1,067	1,007	955	876	業務経費	1,134	1,050	988	947	865
(受託業務収入)	(1,146)	(1,067)	(1,007)	(955)	(876)	(健康管理等給付金)	(1,083)	(1,006)	(942)	(885)	(809)
その他の収入	1	0	1	1	1	(業務費)	(51)	(44)	(45)	(61)	(56)
						一般管理費	6	7	8	8	11
						(物件費)	(6)	(7)	(8)	(8)	(11)
						その他の支出	1	0	1	1	1
合計	1,147	1,067	1,008	956	878	合計	1,142	1,057	997	956	878

(受託給付勘定)

平成 26～30 年度における決算額(29 年度、30 年度は予算額) (単位:百万円)											
収入	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算	支出	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算
業務収入	532	535	541	647	640	業務経費	515	517	579	642	635
(受託業務収入)	(532)	(535)	(541)	(647)	(640)	(特別手当等給付金)	(204)	(204)	(206)	(245)	(245)
その他の収入	2	0	0	1	1	(調査研究事業費)	(289)	(291)	(289)	(351)	(352)
						(業務費)	(23)	(22)	(34)	(46)	(38)
						一般管理費	5	4	4	5	5
						(物件費)	(5)	(4)	(4)	(5)	(5)
						その他の支出	2	0	0	1	1
合計	534	535	541	648	641	合計	522	522	533	648	641

法人の概要 独立行政法人地域医療機能推進機構

所管	厚生労働省	主管課	医政局医療経営支援課	中期目標期間	平 26. 4. 1～31. 3. 31 (5年)						
沿革	社会保険病院 厚生年金病院 船員保険病院										
	→ 平 17. 10 (独)年金・健康保健福祉施設整理機構 → 平 26. 4. 1 (独)地域医療機能推進機構										
組織体制	本部所在地: 東京都港区高輪 3-22-12 ○地区事務所 東日本地区事務所: 東京都港区高輪 3-22-12 東海北陸地区事務所: 愛知県名古屋市南区三条 1-1-10 中京病院内 近畿地区事務所: 大阪府大阪市福島区福島 4-2-78 大阪病院別館 3 階 九州地区事務所: 福岡県北九州市八幡西区岸の浦 1-8-1 九州病院内 ○病院: 57 箇所 ○介護老人保健施設: 26 施設 ○看護師養成施設: 7 施設 ○健康増進ホーム: 1 施設 ○地域包括支援センター: 13 施設 ○訪問看護ステーション: 28 施設										
役員数	役員数: 理事長(常勤1)、理事(常勤4、非常勤4)、監事(非常勤2)(平 30. 4. 1 現在) 常勤職員数: 24, 567 人、非常勤職員数: 3, 853 人(平 30. 4. 1 現在)										
法人の目的	【独立行政法人地域医療機能推進機構法第3条】 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第百十号)第七条の規定による改正前の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第七十九条の施設及び健康保険法(大正十一年法律第七十号)第五十条第一項又は第三項の事業(政府が管掌していた健康保険に係るものに限る。)の用に供していた施設であつて厚生労働大臣が定めるもの並びに附則第四条第一項の規定により厚生労働大臣が定めた施設である病院(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院をいう。第十三条第一項第一号において同じ。)、介護老人保健施設(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。第十三条第一項第二号において同じ。)等の施設の運営等の業務を行うことにより、医療法第三十条の四第二項第五号イからホまでに掲げる医療、リハビリテーションその他地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能の確保を図り、もつて公衆衛生の向上及び増進並びに住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。										
業務の範囲	【独立行政法人地域医療機能推進機構法第 13 条】 一 病院の設置及び運営を行うこと。 二 介護老人保健施設の設置及び運営を行うこと。 三 看護師養成施設の設置及び運営を行うこと。 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 2 機構は、前項第一号から第三号までに掲げる業務を行うために設置する施設については、新設してはならない。 3 機構は、第一項に規定する業務のほか、同項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、介護保険法第百十五条の四十七第一項の規定により市町村の委託を受けて行う同法第百十五条の四十六第一項に規定する包括的支援事業に係る業務その他同法に規定する事業であつて厚生労働省令で定めるものに係る業務を行うことができる。										
平成 26～30 年度における決算額(29 年度、30 年度は予算額) (単位: 百万円)											
収入	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算	支出	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算
長期借入金等	1,169	-	-	-	-	業務経費	292,560	329,538	331,415	330,815	338,977
業務収入	304,858	364,811	365,491	368,021	374,357	(診療業務経費)	(267,912)	(311,575)	(315,714)	(314,997)	(322,110)
その他収入	152,606	93,135	160,640	31	21	(介護業務経費)	(10,616)	(11,701)	(11,794)	(11,812)	(12,282)
						(教育業務経費)	(920)	(943)	(948)	(943)	(919)
						(その他の経費)	(13,113)	(5,319)	(2,958)	(3,063)	(3,665)
						施設整備費	4,860	17,000	16,355	18,105	34,859
						その他支出	165,060	87,718	200,300	1,581	572
合計	458,634	457,946	526,131	368,052	374,378	合計	462,480	434,256	548,070	350,504	374,408

法人の概要 独立行政法人日本貿易振興機構

所管	経済産業省	主管課	通商産業局総務課	中期目標期間	平 27. 4. 1～31. 3. 31 (4年)
沿革					
組織体制	<p>所在地: (本部) 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル 大阪本部 (大阪市中央区安土町2-3-13 大阪国際ビルディング) アジア経済研究所 (千葉市美浜区若葉3-2-2) 日本食品海外プロモーションセンター (JFOOD0) (東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 7 階) 45 貿易情報センター(※)、1支所(長野県諏訪市) 74 海外事務所(アジア 15 か国 27 事務所、オセアニア2か国2事務所、北米2か国8事務所、中南米7か国7事務所、欧州 13 か国 14 事務所、ロシア・CIS2か国3事務所、中東5か国5事務所、アフリカ8か国8事務所) ※ 平成 30 年7月に群馬貿易情報センターが開設予定(高崎市)。国内で貿易情報センターが設置されていないのは、埼玉県及び奈良県の2件。なお、静岡県(静岡市、浜松市)及び福岡県(福岡市、北九州市)にはセンターが2か所設置されている。</p>				
役員数	<p>役員数: 理事長 (常勤1)、副理事長 (常勤1)、理事 (常勤6)、監事 (常勤1、非常勤1) (平 30. 4. 1 現在)</p> <p>常勤職員数: 1,788 人 ※国内 1,047 人、海外 741 人 (平 30. 4. 1 現在)</p>				
法人の目的	<p>【独立行政法人日本貿易振興機構法第3条】 我が国の貿易の振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施すること並びにアジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情について基礎的かつ総合的な調査研究並びにその成果の普及を行い、もってこれらの地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与することを目的とする。</p>				
業務の範囲	<p>機構の業務は、i) 対日直接投資の活性化、農林水産物・食品の輸出促進、中堅・中小企業等の海外展開支援等を重点化して推進すること及び ii) 日本と海外との間の情報、企業、人材、商品、技術、資金などの経済的資源を双方向で効果的・効率的につなげる機能を担い、アウトバウンドとインバウンドの好循環を生み出して貿易と投資を活性化させるハブとしての役割を果たすことをポイントに、以下の4つに大別される取組を推進している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 対日直接投資の推進 (外国企業の拠点設立に対する支援、高付加価値拠点の誘致拡大、地域への外国企業誘致の強化) 農林水産物・食品の輸出促進 (海外市場に日本産食材を浸透・定着させる取組、輸出解禁にあわせた輸出支援、広域連携・産地間連携の推進、日本食品海外プロモーションセンターによるプロモーション) 中堅・中小企業など我が国企業の海外展開支援 (「新輸出大国コンソーシアム」による海外展開支援、外国人材の活用や日本人材のグローバル化の支援、中小企業に係るブランド戦略確立のための支援、インフラ分野における我が国企業の海外展開支援、サービス産業の海外展開支援、ベンチャー企業の海外展開支援、ジャパン・ブランドの発信) 我が国企業活動や通商政策への貢献 (経済連携強化に向けた情報発信、ネットワークを活用した地域横断調査、日系企業の海外展開とビジネス環境改善に向けたセミナー、フォーラム等の開催、アジア経済研究所の調査研究) <p>【独立行政法人日本貿易振興機構法第 12 条】</p> <ol style="list-style-type: none"> 貿易に関する調査をし、及びその成果を普及すること。 我が国の産業及び商品の紹介及び宣伝を行うこと。 貿易取引のあっせんを行うこと。 貿易に関する出版物の刊行及び頒布その他の貿易に関する広報を行うこと。 博覧会、見本市その他これらに準ずるものを開催し、若しくはこれらに参加し、又はその開催若しくは参加のあっせんを行うこと。 アジア地域その他の地域の経済及びこれに関連する諸事情に関する資料を収集すること。 アジア地域その他の地域の経済及びこれに関連する諸事情に関し、文献その他の資料により調査研究を行い、又は現地調査を行うこと。 前二号に掲げる業務に係る成果を定期的に、若しくは時宜に応じて、又は依頼に応じて、提供すること。 前三号に掲げる業務に係る施設をアジア地域その他の地域の経済及びこれに関連する諸事情に関する調査 				

研究を行う者の共用に供すること。
 十 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

平成 26～30 年度における決算額(29 年度、30 年度は予算額) (単位:百万円)

収入	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算	支出	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算
運営費交付金	21,860	29,876	28,176	33,391	30,053	業務経費	30,515	32,648	32,380	41,349	37,590
国庫補助金	3,546	5,007	4,119	5,792	5,235	受託経費	3,553	3,869	1,924	4,249	3,868
受託収入	3,955	4,228	2,170	4,534	4,224	一般管理費	1,748	1,711	1,813	1,699	1,653
(国からの受託収入)	(3,744)	(3,990)	(1,766)	(2,554)	(2,671)						
(その他からの受託収入)	(211)	(238)	(405)	(1,980)	(1,553)						
業務収入	2,978	4,676	3,289	3,491	3,509						
その他の収入	123	107	248	89	89						
合計	32,463	43,893	38,002	47,297	43,111	合計	35,817	38,228	36,117	47,297	43,111

法人の概要 独立行政法人中小企業基盤整備機構

所管	経済産業省	主管課	中小企業庁長官官房総務課	中期目標期間	平 26. 4. 1 ~ 31. 3. 31 (5年)
沿革					
組織体制	本部：東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル 地方機関：9地域本部（札幌市、仙台市、東京都港区、名古屋市、金沢市、大阪市、高松市、広島市、福岡市）・1事務所（那覇市）、1地方事務所（鹿児島市） 4復興支援センター（盛岡市、仙台市、福島市、熊本市） 9中小企業大学校（北海道旭川市、仙台市、東京都東大和市、新潟県三条市、愛知県瀬戸市、兵庫県福崎町、広島市、福岡県直方市、熊本県人吉市）				
役員数	役員数：理事長（常勤1）、副理事長（常勤1）、理事（常勤8）、監事（常勤2、非常勤1） 常勤職員数：743人（平 30. 4. 1 現在）				
法人の目的	【独立行政法人中小企業基盤整備機構法第4条】 中小企業者その他の事業者の事業活動に必要な助言、研修、資金の貸付け、出資、助成及び債務の保証、地域における施設の整備、共済制度の運営等の事業を行い、もって中小企業者その他の事業者の事業活動の活性化のための基盤を整備することを目的とする。				
業務の範囲	機構の業務は、以下の3つに大別され、それぞれ各支援ツールを組み合わせた総合支援を実施している。 1 創業・新事業展開の促進 (① 相談・助言・ハンズオン支援、②ファンド出資事業、③インキュベーション事業、④ビジネスマッチング) 2 経営基盤の強化 (①人材支援(中小企業大学校)、②高度化事業) 3 経営環境の変化への対応の円滑化 (①再生支援(再生ファンド等)・事業承継・引継ぎ支援、②小規模企業共済、③中小企業倒産防止共済、④災害対応)				

【独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条】

第十五条 機構は、第四条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 都道府県(中小企業支援法(昭和三十八年法律第百四十七号)第三条第一項に規定する都道府県をいう。次号において同じ。)が行う同項各号に掲げる事業(同法第七条第一項に規定する指定法人が行う同項に規定する特定支援事業を含む。)の実施に関し必要な協力をを行い、及び中小企業者の依頼に応じて、その事業活動に関し必要な助言を行うこと。
- 二 中小企業支援担当者(中小企業支援法第三条第一項第四号の中小企業支援担当者をいう。)並びに中小企業に対する助言、情報の提供その他中小企業の振興に寄与する事業を行うものとして設立された経済産業省令で定める法人の役員及び職員の養成及び研修を行い、並びに都道府県が行うことが困難な中小企業者及びその従業員の経営方法又は技術に関する研修を行うこと。
- 三 次のイからニまでのいずれかに掲げる事業を行う都道府県に対し、当該事業を行うのに必要な資金の一部の貸付けを行うこと。
 - イ 創業又は中小企業の経営の革新を支援する事業を行う者に対し、当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。
 - ロ 中小企業者に対し、他の事業者との連携若しくは事業の共同化(以下「連携等」という。)を行い、又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業を行うのに必要な資金(土地、建物その他の施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な資金に限る。ハにおいて同じ。)の貸付けを行うこと。
 - ハ 中小企業者の行う連携等又は中小企業の集積の活性化を支援する事業を行う者に対し、当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。
 - ニ 大規模な火災、震災その他の災害により被害を受けた中小企業者を支援する事業を行う者に対し、当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。
- 四 都道府県から必要な資金の一部の貸付けを受けて、前号イからニまでに掲げる業務を行うこと。
- 五 次のイからハまでに掲げる者に対し、その事業を行うのに必要な資金の出資(第九号及び第十五号に該当するものを除く。)を行うこと。
 - イ 創業を行う者又は経営の革新を行う中小企業者
 - ロ 創業又は中小企業の経営の革新を支援する事業を行う者
 - ハ 中小企業者の行う連携等又は中小企業の集積の活性化を支援する事業を行う者
- 六 前号イからハまでに掲げる者に対し、その事業を行うのに必要な助成を行うこと。
- 七 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成十年法律第五十二号)第六条の規定による債務の保証を行うこと。
- 八 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号。以下「中心市街地活性化法」という。)第三十九条第一項の規定による特定の地域における施設の整備等、中心市街地活性化法第四十四条の規定による協力並びに中心市街地活性化法第五十二条第一項の規定による債務の保証及び同条第二項の規定による貸付けを行うこと。
- 九 中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第十九条の規定による債務の保証、同法第二十五条及び第二十九条の規定による協力並びに同法第四十二条第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、出資等を行うこと。
- 十 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第十七条の三の規定による債務の保証を行うこと。
- 十一 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成十九年法律第三十九号)第十五条第一項の規定による貸付け及び同条第二項の規定による協力を行うこと。
- 十二 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平成二十一年法律第八十号)第十条の規定による貸付けを行うこと。
- 十三 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第三百三十条第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備等を行うこと。
- 十四 総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)第三十条及び第五十八条の規定による貸付けを行うこと。
- 十五 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第十三条、第十九条、第三十八条及び第五十三条の規定による債務の保証、同法第百七条第一項の規定による協力並びに同法第百三十三条の規定による出資その他の業務を行うこと。
- 十六 農業競争力強化支援法(平成二十九年法律第三十五号)第二十四条の規定による債務の保証を行うこと。
- 十七 小規模企業共済法の規定による小規模企業共済事業を行うこと。
- 十八 中小企業倒産防止共済法(昭和三十二年法律第八十四号)の規定による中小企業倒産防止共済事業を行うこと。
- 十九 中小企業支援法第十八条の規定による協力を行うこと。
- 二十 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和四十一年法律第九十七号)第九条の規定による協力を行うこと。
- 二十一 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成五年法律第五十一号)第二十一条の規定による協力を行うこと。

二十二 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成二十年法律第三十三号)第十五条第二項の規定による助言を行うこと。

二十三 前各号に掲げる業務に関連して必要な情報の収集、調査及び研究を行い、並びにその成果を普及すること。

二十四 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、次に掲げる業務を行うことができる。

一 事業者(中小企業者を除く。次号において同じ。)の依頼に応じて、その事業活動に関し必要な助言を行うこと。

二 事業者及びその従業員の経営方法又は技術に関する研修を行うこと。

三 前項第二号に掲げる業務を行うための施設及び当該施設において行う養成又は研修を受ける者のための宿泊施設その他の同号に掲げる業務に附帯する業務を行うための施設を一般の利用に供すること。

四 市町村(特別区を含む。)に対し、その行う中小企業者の事業活動を支援する事業の実施に関し必要な協力を行うこと。

五 委託を受けて、中心市街地活性化法第三十九条第二項の規定による特定の地域における施設の整備、技術的援助等を行うこと。

六 委託を受けて、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三十四条第二項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、技術的援助等を行うこと。

七 委託を受けて、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第百三十条第二項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、技術的援助等を行うこと。

八 次のイからハまでに掲げる者に対し、それぞれイからハまでに定める資金の貸付けを行うこと。

イ 共済契約者(小規模企業共済法第二条第三項の共済契約者をいう。以下同じ。)又は共済契約者であった者のうち同法第七条第四項各号に掲げる事由が生じた後解約手当金(同法第十二条第一項の解約手当金をいう。)の支給の請求をしていないもの その者の事業に必要な資金、その事業に関連する資金及びその者の生活の向上に必要な資金

ロ 会社又は特別の法律によって設立された中小企業団体(企業組合、協業組合及び主として小規模企業共済法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる個人又は同項第五号から第七号までに規定する会社を直接又は間接の構成員とするものであって、政令で定めるものに限る。以下このロにおいて「中小企業団体」という。)のうちその役員がその役員たる小規模企業者としての地位において共済契約(小規模企業共済法第二条第二項の共済契約をいう。)を締結しているもの その会社又は中小企業団体の事業に必要な資金

ハ 主としてイ又はロに掲げる者を直接又は間接の構成員とする事業協同組合その他の団体 その団体の事業に必要な資金

(一般勘定)

平成 26～30 年度における決算額(29 年度、30 年度は予算額) (単位:百万円)											
収入	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算	支出	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算
運営費交付金	15,314	14,763	14,085	13,544	13,607	業務経費	37,830	28,352	28,583	58,378	47,136
その他の補助金等	1,248	96,727	1,743	796	1,166	貸付金	6,309	33,156	31,944	7,849	13,015
借入金等	189	171	177	123	146	出資金	30,117	30,374	38,461	35,166	32,490
貸付等回収金	37,472	60,495	51,620	147,401	46,973	受託経費	143	270	196	234	217
貸付金利息	1,502	1,078	979	676	515	借入金等償還	576	445	416	429	419
業務収入	3,685	3,317	3,266	2,506	2,339	一般管理費	1,198	1,192	1,279	1,172	1,187
運用収入	638	519	283	218	163	その他支出	25,487	31,511	41,697	-	30,000
受託収入	108	220	187	234	217						
その他収入	752	317	419	334	312						
合計	60,909	177,608	72,759	165,832	65,438	合計	101,660	125,300	142,575	103,228	124,464

(産業基盤整備勘定)

平成 26～30 年度における決算額(29 年度、30 年度は予算額) (単位:百万円)											
収入	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算	支出	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算
業務収入	30	23	216	188	17	業務経費	169	174	169	169	153
運用収入	418	296	95	60	52	代位弁済費	9	92	-	502	40
その他収入	2	2	1	2	2	一般管理費	26	26	25	24	24
						その他支出	1,802	534	554	84	29
合計	450	320	312	250	71	合計	2,006	826	749	779	246

(施設整備等勘定)

平成 26～30 年度における決算額(29 年度、30 年度は予算額) (単位:百万円)											
収入	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算	支出	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算
貸付等回収金	3	23	20	77	77	業務経費	1,051	1,094	1,006	1,204	1,107
貸付金利息	12	10	9	8	7	一般管理費	52	49	46	51	52
業務収入	1,821	1,933	1,829	1,976	1,766	その他支出	-	324	338	-	-
運用収入	17	18	15	14	9						
その他収入	9	309	96	4	4						
合計	1,862	2,293	1,969	2,078	1,863	合計	1,104	1,466	1,390	1,255	1,159

(小規模企業共済勘定)

平成 26～30 年度における決算額(29 年度、30 年度は予算額) (単位:百万円)											
収入	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算	支出	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算
運営費交付金	4,234	4,137	3,774	3,694	3,663	業務経費	568,422	539,637	552,469	580,249	563,950
その他補助金等	-	2,043	-	-	-	貸付金	412,436	401,995	401,467	392,705	387,998
貸付等回収金	430,750	412,035	406,124	387,897	387,487	支払利息	11	10	15	34	13
貸付金利息	5,741	5,525	5,409	5,471	5,250	一般管理費	137	141	146	136	137
業務収入	554,704	576,457	603,354	602,789	631,318	その他支出	443	-	-	-	-
運用収入	358,391	99,291	208,601	87,434	85,160						
その他収入	1,515	1,620	1,718	951	1,070						
合計	1,355,335	1,101,107	1,228,980	1,088,237	1,113,949	合計	981,449	941,783	954,097	973,123	952,098

(中小企業倒産防止共済勘定)

平成 26～30 年度における決算額(29 年度、30 年度は予算額) (単位:百万円)											
収入	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算	支出	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算
運営費交付金	1,536	1,544	1,394	1,338	1,333	業務経費	53,261	71,274	83,191	109,010	123,440
貸付等回収金	43,396	44,979	48,149	49,469	51,858	貸付金	39,604	44,325	46,776	50,055	51,259
貸付金利息	260	297	339	381	417	一般管理費	105	103	111	113	113
業務収入	214,262	241,619	268,552	275,529	300,815	その他支出	12	-	-	-	-
運用収入	3,393	3,423	2,820	2,582	2,116						
その他収入	136	163	154	6	6						
合計	262,982	292,026	321,408	329,304	356,546	合計	92,981	115,701	130,077	159,178	174,813

(出資承継勘定)

平成 26～30 年度における決算額(29 年度、30 年度は予算額) (単位:百万円)											
収入	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算	支出	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算
業務収入	23	60	7	7	7	業務経費	8	7	8	10	11
運用収入	24	24	23	22	16	一般管理費	1	1	1	2	1
その他収入	0	0	0	0	0	その他支出	-	-	-	-	1,531
合計	47	83	30	30	23	合計	9	8	9	12	1,543

法人の概要 独立行政法人都市再生機構

所管	国土交通省	主管課	住宅局 総務課民間事業支援調整室 住宅総合整備課 都市局 まちづくり推進課 市街地整備課 公園緑地・景観課	中期目標期間	平 26. 4. 1～31. 3. 31 (5年)
沿革					
組織体制	本社：神奈川県横浜市中区本町6-50-1 横浜アイランドタワー 地方機関：5本部（東京3、仙台市、盛岡市）、3支社（名古屋市、大阪市、福岡市）				
役員数	役員数：理事長（常勤1）、副理事長（常勤1）、理事長代理（常勤2）、理事（常勤6）、監事（常勤3） （平 30. 4. 1 現在） 常勤職員数：3,187人、非常勤職員数：107人（平 30. 4. 1 現在）				
法人の目的	【独立行政法人都市再生機構法第3条】 機能的な都市活動及び豊かな都市生活を営む基盤の整備が社会経済情勢の変化に対応して十分に行われていない大都市及び地域社会の中心となる都市において、市街地の整備改善及び賃貸住宅の供給の支援に関する業務を行うことにより、社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じてこれらの都市の再生を図るとともに、都市基盤整備公団から承継した賃貸住宅等の管理等に関する業務を行うことにより、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保を図り、もって都市の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。				
業務の範囲	【独立行政法人都市再生機構法第11条、附則第12条】 1. 都市再生業務 既に市街地を形成している区域において、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地の整備改善を図るための建築物の敷地整備又は宅地造成、その管理及び譲渡（I①） ・ 市街地再開発事業、防災街区整備事業、土地区画整理事業、住宅街区整備事業及び流通業務団地造成事業の実施（I③） ・ 市街地の整備改善に必要な調査、調整及び技術の提供（I⑥） ・ I①～③までの業務の実施と併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備、管理及び譲渡（I⑦） ・ 地方公共団体からの委託に基づき、民間事業者による次に掲げる事業の施行と併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備、管理及び譲渡（I⑧） <ul style="list-style-type: none"> i) 市街地再開発事業 ii) 防災街区整備事業 iii) 土地区画整理事業 iv) 住宅街区整備事業 など 2. 賃貸住宅業務 (1) 既に市街地を形成している区域において、良好な居住性能及び居住環境を有する利便性の高い中高層の賃貸住宅その他の国の施策上特にその供給を支援すべき賃貸住宅の敷地の整備、管理及び譲渡（I②） (2) 機構が都市公団から承継した賃貸住宅、公共の用に供する施設及び事務所、店舗等の用に供する施設並びに機構が建設し、及び整備した賃貸住宅、公共の用に供する施設及び事務所、店舗等の用に供する施設の管理、増改築及び譲渡（I⑫） (3) I⑫～⑬の業務に係る賃貸住宅の居住者の利便に供する施設の整備、管理及び譲渡（I⑭） など 3. 災害復興業務等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害の発生により緊急に賃貸住宅を建設する必要がある場合において、国土交通大臣の求め又は地方公共団体の要請に基づき、当該賃貸住宅の建設を行い、並びにその管理、増改築及び譲渡（I⑯） ・ 被災市街地復興特別措置法、密集市街地整備法、東日本大震災復興特別区域法、福島復興再生特別措置法、大規模災害からの復興に関する法律に規定する業務の実施（II①～⑤） 				

4. その他業務
(1) 地方公共団体からの委託に基づき、根幹的なものとして政令で定める規模以上の都市公園の建設、設計及び工事の監督管理（Ⅰ⑪）
(2) 業務の遂行に支障のない範囲内で、委託に基づき、建築物の敷地整備又は宅地造成及びその管理や、市街地の整備改善、賃貸住宅の供給、管理及び増改築並びに都市公園の整備のために必要な調査、調整及び技術の提供を実施（Ⅲ①～⑤）
5. 宅地造成等経過業務
旧都市基盤整備公団法第28条第1項に規定する業務のうち、独立行政法人都市再生機構法の施行前に開始されたもの及びこれと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に係る業務等（附則第12条Ⅰ①～⑤）

平成26～30年度における決算額(29年度、30年度は予算額) (単位:億円)

収入	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算	支出	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算
国庫補助金	340	361	266	255	274	業務経費	5,460	6,303	5,614	5,977	5,998
資本収入	30	61	45	30	10	受託経費	902	1,160	1,049	1,006	1,029
借入金及び債券収入	6,523	6,667	5,079	7,484	5,295	借入金等償還	10,693	9,469	8,273	8,810	7,714
業務収入	10,985	10,955	10,721	8,819	9,677	支払利息	1,874	1,665	1,481	1,347	1,225
受託収入	912	1,335	1,004	1,066	1,095	一般管理費	433	429	422	457	450
業務外収入	326	88	81	82	135	(人件費)	(350)	(362)	(353)	(369)	(362)
						(その他の一般管理費)	(83)	(66)	(69)	(88)	(88)
						業務外支出	91	80	55	61	49
合計	19,116	19,467	17,196	17,736	16,486	合計	19,453	19,105	16,894	17,658	16,464

(都市再生勘定)

平成26～30年度における決算額(29年度、30年度は予算額) (単位:億円)

収入	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算	支出	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算
国庫補助金	269	336	254	255	274	業務経費	4,683	5,599	5,031	5,487	5,627
資本収入	30	61	45	30	10	受託経費	839	1,108	1,016	1,003	1,026
借入金及び債券収入	4,253	5,387	4,279	5,623	4,267	借入金等償還	6,983	6,539	5,567	6,467	6,264
業務収入	8,857	8,923	8,583	7,717	8,822	支払利息	1,794	1,594	1,422	1,282	1,168
受託収入	858	1,262	961	1,063	1,089	一般管理費	347	348	353	402	410
業務外収入	309	52	55	65	87	(人件費)	(276)	(292)	(293)	(325)	(330)
						(その他の一般管理費)	(71)	(56)	(59)	(78)	(80)
						業務外支出	36	42	24	45	34
						宅地造成等経過勘定へ繰入	388	449	692	0	0
合計	14,576	16,021	14,177	14,753	14,549	合計	15,070	15,679	14,104	14,686	14,528

(宅地造成等経過勘定)

平成 26～30 年度における決算額(29 年度、30 年度は予算額) (単位:億円)											
収入	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算	支出	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算
国庫補助金	70	25	12	0	0	業務経費	777	704	583	490	372
借入金及び債券収入	2,270	1,280	800	1,861	1,028	受託経費	63	53	34	3	3
業務収入	2,128	2,032	2,138	1,102	856	借入金等償還	3,709	2,930	2,706	2,343	1,450
受託収入	54	73	43	3	6	支払利息	80	70	59	65	58
業務外収入	18	37	26	17	48	一般管理費	86	81	69	55	40
都市再生勘定より 受入	388	449	692	-	-	(人件費)	(75)	(70)	(60)	(44)	(32)
						(その他の一般管理 費)	(12)	(11)	(10)	(11)	(8)
						業務外支出	56	37	31	15	15
合計	4,928	3,896	3,710	2,983	1,938	合計	4,771	3,875	3,482	2,972	1,937

法人の概要 独立行政法人奄美群島振興開発基金

所管	国土交通省	主管課	国土政策局 特別地域振興官			中期目標期間	平 26. 4. 1～31. 3. 31 (5年)				
沿革	昭 30. 9 奄美群島復興信用保証協会 → 昭 34. 3 奄美群島復興信用基金(融資業務の追加) → 昭 39. 4 奄美群島振興信用基金(改称) → 昭 49. 4 奄美群島振興開発基金(改称) → 平元 4 同上(出資業務の追加) → 平 16. 10(独)奄美群島振興開発基金 → 平成 18. 3 同上(出資業務の廃止)										
組織体制	本 部:鹿児島県奄美市名瀬港町 1-5 事務所:徳之島事務所(大島郡徳之島町 2928-4)、沖永良部事務所(大島郡和泊町和泊 9-1)										
役員数	役 員 数:理事長(常勤1)、理事(常勤1)、監事(非常勤2)(平 30. 4. 1 現在) 常勤職員数:18 人、非常勤職員数:3 人(平 30. 4. 1 現在)										
法人の目的	【奄美群島振興開発特別措置法 第 44 条】 奄美群島振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励すること										
業務の範囲	【奄美群島振興開発特別措置法 第 52 条】 1 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う者又は奄美群島に住所若しくは居所を有する者が金融機関に対して負担する債務の保証を行うこと。 2 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者(次号に規定する事業者を除く。)で銀行その他の金融機関から融資を受けることを困難とするものに対する小口の事業資金の貸付けを行うこと。 3 奄美群島において振興開発計画に基づく事業(奄美群島における産業の振興開発のために必要な事業として政令で定めるものに限る。)を行う事業者に対する事業資金の貸付けを行うこと。 4 前3号の業務に附帯する業務を行うこと。 ※ 奄美群島振興開発基金の設置根拠法である奄美群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 号)は、その有効期限が平成 31 年3月 31 日までとなっており、奄美群島振興開発特別措置法第 61 条第3項の規定により、独立行政法人通則法第 35 条に規定する、中期目標期間の終了時における主務大臣による業務・組織の見直しは適用除外として実施されない。										
平成 26～30 年度における決算額(29 年度、30 年度は予算額) (単位:百万円)											
収入	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算	支出	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算
出資金	334	334	-	-	-	代位弁済金	89	311	68	210	200
求償権等回収金	145	146	170	196	191	貸付金	1,122	1,264	1,504	2,900	3,000
貸付回収金	1,480	1,251	1,690	1,617	1,823	借入金償還	58	15	-	-	-
借入金等	-	-	-	-	-	事業費	0	0	-	-	-
事業収入	182	161	170	262	246	一般管理費	212	211	188	210	218
事業外収入	26	23	24	24	29	その他の支出	7	4	10	4	4
その他の収入	2	3	5	-	-						
合計	2,170	1,919	2,059	2,100	2,289	合計	1,489	1,806	1,770	3,324	3,421

(保証勘定)

収入	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算	支出	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算
出資金		334	-	-	-	代位弁済金		311	68	210	200
求償権等回収金		146	170	196	191	貸付金		-	-	-	-
貸付回収金		-	-	-	-	借入金償還		-	-	-	-
借入金等		-	-	-	-	事業費		-	-	-	-
事業収入		63	71	128	108	一般管理費		107	94	105	109
事業外収入		22	23	24	29	その他の支出		3	9	2	1
その他の収入		3	5	-	-						
合計		569	268	349	328	合計		421	171	317	310

※ 平成 27 年度より一定の事業等のまとまり（保証勘定、融資勘定）ごとに記載。

(融資勘定)

平成 26～30 年度における決算額(29 年度、30 年度は予算額) (単位:百万円)											
収入	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算	支出	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算
出資金		-	-	-	-	代位弁済金		-	-	-	-
求償権等回収金		-	-	-	-	貸付金		1,264	1,504	2,900	3,000
貸付回収金		1,251	1,690	1,617	1,823	借入金償還		15	-	-	-
借入金等		-	-	-	-	事業費		0	-	-	-
事業収入		98	99	134	138	一般管理費		105	94	105	109
事業外収入		1	1	0	0	その他の支出		0	1	2	3
その他の収入		-	0	-	-						
合計		1,350	1,790	1,752	1,961	合計		1,384	1,598	3,007	3,112

※ 平成 27 年度より一定の事業等のまとまり（保証勘定、融資勘定）ごとに記載。

法人の概要 独立行政法人環境再生保全機構

所管	環境省	主管課	大臣官房総合政策課	中期目標期間	平 26. 4. 1～ 31. 3. 31 (5年)
沿革	<p>昭 49. 6 (特) 公害健康被害補償協会 → 昭 63. 3 (特) 公害健康被害補償予防協会</p> <p>昭 40. 10 (特) 公害防止事業団 → 平 4. 5 (特) 環境事業団 (改称)</p> <p>平 16. 4 (独) 環境再生保全機構</p>				
組織体制	<p>本部：神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番 ミューザ川崎セントラルタワー</p> <p>地方機関：東京事務所（東京都千代田区麹町 5-7-2 MFPR 麹町ビル 3 階）</p>				
役員数	<p>役員数：理事長（常勤 1）、理事（常勤 3）、監事（常勤 1、非常勤 1）（平 30. 4. 1 現在）</p> <p>常勤職員数：148 人（平 30. 4. 1 現在）</p>				
法人の目的	<p>【独立行政法人環境再生保全機構法第 3 条】</p> <p>公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、維持管理積立金の管理、石綿による健康被害の救済、研究機関の能力を活用して行う環境の保全に関する研究及び技術開発等の業務を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。</p>				
業務の範囲	<p>機構の業務は、環境基本計画等の横断的な政府方針や、公害健康被害の補償等、石綿による健康被害の救済、ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の適正な処理の推進等に関する個別法等に基づき実施されており、主に以下の 7 つに大別される。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公害健康被害の補償に関する業務 2 公害健康被害の予防事業に関する業務 3 石綿による健康被害の救済に関する業務 4 PCB 廃棄物処理の助成 5 廃棄物最終処分場の維持管理積立金の管理 6 民間環境保全活動の助成及び振興(地球環境基金事業) 7 環境の保全に関する研究及び技術開発等の業務(環境研究総合推進費業務) <p>【独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条】</p> <p>第十条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 公害に係る健康被害の補償に関する次に掲げる業務を行うこと。 <ol style="list-style-type: none"> イ ばい煙発生施設等設置者(公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百十一号。以下この項及び第十一条において「補償法」という。)第五十二条第一項のばい煙発生施設等設置者をいう。)及び特定施設等設置者(補償法第六十二条第一項の特定施設等設置者をいう。)からの汚染負荷量賦課金(補償法第五十二条第一項の汚染負荷量賦課金をいう。)及び特定賦課金(補償法第六十二条第一項の特定賦課金をいう。)の徴収 ロ 補償法第十三条第二項の規定による支払 ハ 補償法第四十八条の規定による納付金の納付 二 補償法第六十八条に規定する業務を行うこと。 三 環境の保全を通じて人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する活動であつて次に掲げるものに対し、助成金の交付を行うこと。 <ol style="list-style-type: none"> イ 日本国内に主たる事務所を有する民間団体(民間の発意に基づき活動を行う営利を目的としない法人その他の団体をいう。以下この号において同じ。)による開発途上地域における環境の保全を図るための活動で、その開発途上地域の現地において事業を実施するものであることその他の政令で定める要件に該当するもの ロ 外国に主たる事務所を有する民間団体による開発途上地域における環境の保全を図るための活動で、その開発途上地域の現地において事業を実施するものであることその他の政令で定める要件に該当するもの ハ 日本国内に主たる事務所を有する民間団体による日本国内においてその環境の保全を図るための活動で、広範な国民の参加を得て行われるものであることその他の政令で定める要件に該当するもの 四 前号に規定する活動の振興に必要な調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うこと。 五 ポリ塩化ビフェニル廃棄物(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号)第二条第一項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物をいう。以下同じ。)の処理を確実にかつ適正に行うことができると認められるものとして環境大臣が指定する者に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の速やかな処理を図るため、その処理に要する費用で環境省令で定める範囲内のものにつき助成金の交付を行うこと。 				

- 六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第八条の五第三項(同法第十五条の二の四において準用する場合を含む。)の規定による維持管理積立金の管理を行うこと。
- 七 石綿による健康被害の救済に関する次に掲げる業務を行うこと。
- イ 認定(石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号。以下「石綿健康被害救済法」という。)第四条第一項の認定(その更新及び取消しを含む。))及び第二十二條第一項の認定をいう。)
- ロ 救済給付(石綿健康被害救済法第三条の救済給付をいう。)の支給
- ハ 特別事業主(石綿健康被害救済法第四十七条第一項の特別事業主をいう。)からの特別拠出金(同項の特別拠出金をいう。)の徴収
- 八 大学、国立研究開発法人(通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人をいう。)その他の研究機関の能力を活用して行うことによりその効果的な実施を図ることができる環境の保全に関する研究及び技術開発を行うこと。
- 九 前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- 十 環境の保全に関する研究及び技術開発に関し、助成金の交付を行うこと。
- 十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、前項に規定する業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、良好な環境の創出その他の環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うことができる。

平成 26～30 年度における決算額(29 年度、30 年度は予算額)(単位:百万円)

収入	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算	支出	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算
運営費交付金	1,689	1,686	1,763	6,691	6,601	業務経費	50,152	49,538	48,096	56,734	55,897
国庫補助金	940	938	937	1,043	1,041	(公害健康被害補償 予防業務経費)	(43,392)	(42,035)	(40,811)	(42,638)	(41,300)
その他の政府交付金	12,303	11,985	11,875	11,601	11,433	(石綿健康被害救 済業務経費)	(3,300)	(3,774)	(3,891)	(4,302)	(4,845)
都道府県補助金	676	651	696	900	900	(環境保全研究・技 術開発業務経費)	(-)	(-)	(128)	(5,093)	(4,955)
長期借入金	0	-	-	-	-	(基金業務経費)	(3,247)	(3,324)	(3,033)	(4,237)	(4,413)
業務収入	45,279	45,267	39,955	37,911	36,193	(承継業務経費)	(213)	(404)	(233)	(464)	(385)
受託収入	5	4	5	16	-	受託経費	5	4	5	16	-
運用収入	1,287	1,204	1,157	966	861	借入金等償還	8,700	9,185	5,000	-	-
その他収入	370	336	328	141	149	支払利息	144	49	10	-	-
						一般管理費	724	792	879	932	892
						予備費	-	-	-	102	-
合計	62,549	62,072	56,717	59,269	57,178	合計	59,725	59,568	53,989	57,785	56,789

(公害健康被害補償予防業務勘定)

平成 26～30 年度における決算額(29 年度、30 年度は予算額)(単位:百万円)

収入	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算	支出	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算
運営費交付金	332	326	323	311	308	業務経費	43,392	42,035	40,811	42,638	41,300
国庫補助金	240	238	237	243	241	(公害健康被害補償 予防業務経費)	(43,392)	(42,035)	(40,811)	(42,638)	(41,300)
その他の政府交付金	8,346	8,050	7,813	7,616	7,361	一般管理費	239	280	294	268	253
業務収入	34,230	33,093	31,962	33,947	32,851	予備費	-	-	-	13	-
運用収入	792	699	703	559	502						
その他収入	16	20	5	0	0						
合計	43,955	42,426	41,042	42,677	41,263	合計	43,631	42,315	41,105	42,919	41,552

(石綿健康被害救済業務勘定)

平成 26～30 年度における決算額(29 年度、30 年度は予算額) (単位:百万円)											
収入	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算	支出	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算
その他の政府交付金	3,957	3,935	4,062	3,985	4,072	業務経費	3,300	3,774	3,891	4,302	4,845
業務収入	1,050	1,049	1,046	115	115	(石綿健康被害救済 業務経費)	(3,300)	(3,774)	(3,891)	(4,302)	(4,845)
受託収入	5	4	5	16	-	受託経費	5	4	5	16	-
その他収入	162	138	98	4	13	一般管理費	250	263	290	298	282
合計	5,173	5,127	5,211	4,120	4,200	合計	3,555	4,042	4,185	4,616	5,127

(環境保全研究・技術開発勘定)

平成 26～30 年度における決算額(29 年度、30 年度は予算額) (単位:百万円)											
収入	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算	支出	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算
運営費交付金	-	-	177	5,203	5,021	業務経費	-	-	128	5,093	4,955
その他収入	-	-	0	-	-	(環境保全研究・技 術開発業務経費)	(-)	(-)	(128)	(5,093)	(4,955)
						一般管理費	-	-	32	115	117
合計	-	-	177	5,203	5,021	合計	-	-	160	5,208	5,072

(基金勘定)

平成 26～30 年度における決算額(29 年度、30 年度は予算額) (単位:百万円)											
収入	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算	支出	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算
運営費交付金	884	871	892	841	908	業務経費	3,247	3,324	3,033	4,237	4,413
国庫補助金	700	700	700	800	800	(基金業務経費)	(3,247)	(3,324)	(3,033)	(4,237)	(4,413)
都道府県補助金	676	651	696	900	900	一般管理費	125	140	154	149	141
運用収入	495	505	454	407	358	予備費	-	-	-	52	-
その他収入	75	83	78	33	39						
合計	2,830	2,811	2,821	2,981	3,005	合計	3,371	3,464	3,187	4,439	4,555

(承継勘定)

平成 26～30 年度における決算額(29 年度、30 年度は予算額) (単位:百万円)											
収入	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算	支出	H26	H27	H28	H29 予算	H30 予算
運営費交付金	473	489	371	336	365	業務経費	213	404	233	464	385
長期借入金	0	-	-	-	-	(承継業務経費)	(213)	(404)	(233)	(464)	(385)
業務収入	10,000	11,125	6,947	3,848	3,227	借入金等償還	8,700	9,185	5,000	-	-
その他収入	118	94	148	104	97	支払利息	144	49	10	-	-
						一般管理費	110	109	108	102	98
						予備費	-	-	-	37	-
合計	10,591	11,708	7,466	4,288	3,689	合計	9,168	9,747	5,352	603	483